

## 令和3年度第3回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和3年12月22日(水) 午後1:30~2:30 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館
出席者	委員	宮崎会長、古菅委員、千野委員、雨宮委員、古屋委員、三井委員、湯本委員 計7名
	事務局	近藤事務局長(食糧花き水産課 課長)、窪田事務局次長(食糧花き水産課 課長補佐)、河野書記(食糧花き水産課 課長補佐)、加地書記(食糧花き水産課 副主査)、中江書記(食糧花き水産課 主任)
	オブザーバー	水産技術センター 塩崎所長

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議題

#### 諮問事項

#### ○都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

#### 【遊漁規則の変更内容及び変更理由】

イワナ、ヤマメ、ニジマス、ウグイの遊漁料金(現場売り)を現行の1,500円から2,000円に変更する。

漁協では、監視員による監視活動を行っているが、特に渓流域において活動経費が増加し、監視活動が漁協の負担となっているため、アユ以外の現場売遊漁料金の値上げを実施したい。

- ・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

監視活動の費用負担が増しているとのことだが、前売り券の販売枚数に対し、現場売りの枚数は2%以下と非常に少ない。今回の値上げだけで果たして補える額になるの

か。

(事務局)

現場売りは、販売枚数では少ないが、値上げによって前売りを買おうと思う遊漁者が増えることで現場の負担軽減効果もあると思われる。罰則を目的とした根拠のない値上げは適切ではないが、今回は増殖経費に基づく算定で値上げ可能な範囲内であり、特に問題はないと思われる。

(委員)

算定上は値上げしても問題ないということ、監視活動経費の増加は昨今のガソリン代の高騰だけでなく、監視に人や時間などの労力がかかり負担になっているということも問題だということらを考慮すると値上げは理解できる。

(会長)

他にご意見、ご質問などはないか。それでは、都留漁業協同組合の遊漁規則を変更することについて、事務局案に異存なしという答申を出すということによろしいか。

(各委員)

異議なし。

- 「都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則の変更」については「異存なし」として答申することが決定された。

## ○丹波川漁業協同組合内共第6号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

### 【遊漁規則の変更内容及び変更理由】

丹波山村川つり場特別遊漁料金について現行の3,000円（ヤマメ、ニジマス1日）から3,500円に変更する。

魚苗費の値上がりや漁場整備の負担等により、つり場の経営が悪化している状況であるため値上げを要望したい。

- ・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

本来ならば委員会で諮問後、知事の許可を得て値上げを行う必要であったところを釣り場が失念して値上げをしてしまったということによろしいか。

(事務局)

漁協とつり場を運営する丹波山村との連携がとれておらず、遊漁規則変更手続きを忘れてしまい、後に発覚し、申請を行った。

(委員)

数量が10匹とあるが、これは10匹まで釣って持ち帰ってよいということか。

(事務局)

川を区画で池のように区切り、客が来ると魚を10尾放流し、その中で釣りをする仕組みになっている。

(委員)

今回申請されている値上げは500円なので、世間的にも妥当な金額だと思う。

(会長)

他にご意見、ご質問などはないか。それでは、丹波川漁業協同組合の遊漁規則を変更することについて、事務局案に異存なしという答申を出すということによろしいか。

(各委員)

異議なし。

- 「丹波川漁業協同組合内共第6号第五種共同漁業権遊漁規則の変更」については「異存なし」として答申することが決定された。

○河口湖流入河川におけるワカサギの採捕禁止に係る委員会指示について

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

【協議の内容（事務局案）】

ワカサギの産卵遡上が予想される河口湖流入河川（奥川、寺川）において、ワカサギ及びその卵の採捕禁止を指示することとしたい。

- ・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

河口湖漁協では種苗を購入して導入するということも行っているのか。

(事務局)

購入した卵も種苗として導入し、それに加えて自家採卵による種苗も導入している。

(委員)

再生産が多くなれば、種苗導入量も少なくしていけるのか。

(事務局)

全てを再生産に頼るよりも、孵化させてから放流する方が生き残る確率が高くなるので種苗の導入も平行して行っている。自家採卵の割合は増えているが、保険の意味も含めて他所からも購入していると聞いている。

(会長)

他にご意見、ご質問などはないか。それでは、「河口湖流入河川におけるワカサギの採捕禁止に係る委員会指示」について、事務局案で委員会指示を出すということによろしいか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、指示の公布などについては、事務局の方でお願いしたい。

- 「河口湖流入河川におけるワカサギの採捕禁止に係る委員会指示」については事務局案で指示を行うことが決定された。

○委員会が示す目標増殖量等について

・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

**【委員会が示す目標増殖量等の案】**

以下の内容を委員会から漁協に対して通知することで、毎年度の目標増殖量等を示す。

(案文)

漁業権の対象となっているすべての魚種（オオクチバスは除く）それぞれについて、以下の条件のア、イのいずれかを満たすこと。

ア、免許申請時の増殖計画に示された金額の60%以上が放流魚苗費等に充当されていること。

イ、平成28年から令和2年までの5年間の放流魚苗費等のうち、最大、最小の2ヶ年分を除いた、3ヶ年の平均値の60%以上の金額が放流魚苗費等に充当されていること。

(委員)

目標増殖量を満たせないケースもあるのか。

(事務局)

魚種によってはウナギなどで、流通量が減って手に入れられないケースもある。口頭で指導をしてなるべく増殖量を満たすように漁協にはお願いしている。

(委員)

全体としては多くの漁協が目標増殖量を満たしているということによいか。

(事務局)

大半の漁協が目標増殖量を満たしている状況である。

(委員)

先ほどの河口湖のワカサギの件などのように、再生産が増えているところで、種苗の購入費が減ったような場合も引っかかってしまうのか。また、孵化した稚魚に給餌して放流した場合も対象となるのか。

(事務局)

増殖にかかった費用は直接的な卵の購入費用だけでなく、産卵床の造成等に要した経費も対象になるので、産卵場所となる河床を整えるのに要した人件費等も対象になる。また、イの条件では、5年間の平均なので緩やかに種苗購入の割合が減っていく場合は対応ができる。また、卵を孵化させて放流した経費も対象となる。

(会長)

それでは、「委員会が示す目標増殖量等」について、事務局案のとおりとすることとしてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

●「委員会が示す目標増殖量等」については事務局案で指示を行うことが決定された。

## 5. その他

(会長)

各委員からご意見、ご質問等ないか。

(委員)

釣り人からの情報で本栖湖においてレイクトラウト、ブラウントラウトが増え始めているという情報が入ってきている。県ではどの程度まで把握しているか。

(オブザーバー)

今年の春にレイクトラウトではないかということで本栖湖漁協から持ち込まれたが、その時持ち込まれた魚体はニジマスであった。時々そういう情報があるということは本栖湖漁協の組合長から聞いている。ブラウントラウトはすでに生息しているようである。

(委員)

ブラウントラウトは目撃された個体の大きさがまちまちで、相当数のものが増えている可能性もある。これから先問題になった場合、委員会としてどういう方向付けをしていくのか。先のことではあるが皆様の知識の中にいれておいてほしい。

(委員)

被害が出ているという情報はないのか。

(オブザーバー)

今のところ本栖湖漁協からは被害情報は寄せられていない。

(委員)

現存量などが分かれば問題が明らかになってくるのではないか。

(委員)

現存量を出すことは非常に難しいと思う。

(委員)

釣り人に情報提供を呼びかけてもよいか。

(オブザーバー)

漁協にも話をしてみたいと思う。

(委員)

回答があれば釣り人に呼びかけることも可能なので対応をお願いしたい。

(会長)

他に各委員からご意見、ご質問等ないか。

(各委員)

意見・質問等なし。

## 6. 閉会